

令和2年第12回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年12月11日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
11番：木川 保	12番：一川 清	13番：西村 隆
14番：草野 義雄	15番：淵上 米作	

（欠席：1名）

10番：小崎 良一

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第28号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告第30号	農地形状変更届出書について
日程第4	報告第31号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第5	議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第53号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和2年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>10番の〇〇推進委員から、欠席報告がっております。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は5番の〇〇委員、6番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正が2か所ありますので、訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書1ページの報告第28号の2番で、配布しております別紙のとおり、借人の住所・氏名の訂正をお願いします。</p> <p>2つ目は、議案書10ページの議案第53号の5番で、備考欄に記載しております、総量を61kgに訂正をお願いします。</p> <p>また、議案の取り下げが1件ありますので、報告します。</p> <p>議案書6ページの議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」の2番について、「許可申請取り下げ願い」が申請者から提出されたので、議案から取り下げることを報告します。</p> <p>それに伴い、整理番号3番から8番を1つずつ繰り上げてください。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第28号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第28号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、先ほどの説明で借人の訂正をお願いしたとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第28号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第28号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>4番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>5番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第29号について、質疑ありませんか。</p>

	… 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	3 ページの 4 番と 5 番の件ですが、ここは最近、契約されていた所だと思います。何か解約する理由があったのですか。
事務局	解約の原因は、令和 2 年 7 月豪雨災害によるものです。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 29 号については、これで終わります。 次に、報告第 30 号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 報告第 30 号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1 番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、水田としての利用が困難なため、客土を行い、畑として利用するということです。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「伏木氏多目的研修所」の北西側、約 450 m の場所になります。 現地確認ですが、申請地は水田としての利用が困難なため、盛土を行い、畑として利用するということです。 なお、ピンク色総会資料の 1 ページで黒く塗りつぶしている部分は、農業用倉庫として利用する計画で、次の報告第 31 号の案件で説明します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認に行きましたが、現地は位置図にあるとおり山間にあるところで、申請地の上にため池があり、横には国土交通省の道路が通じております。 周辺には申請人所有の山もありますし、計画どおりしていただければ、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第30号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第30号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第31号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>報告第31号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第29条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫です。</p> <p>転用目的が農業用施設であり、転用面積が100㎡で200㎡未満であるため、農地法施行規則第29条第1項の規定により、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。</p> <p>申請地は、先ほど説明しました、報告第30号の案件と同じ場所で、黒く塗りつぶしている部分を農業用倉庫として整備する計画です。</p> <p>現地確認ですが、日照・通風等に影響はなく、営農条件の支障はないと思われました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先ほどの報告第30号の説明に関連しますが、農業用倉庫は50cmほど客土して、排水もしっかり計画されているので、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第31号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第31号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を</p>

	議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の 6 ページをお願いします。</p> <p>議案第 5 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため、贈与する。</p> <p>譲受人事由ですが、いどこである譲渡人から贈与を受け、農業経営の拡大を図る。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「芦北町物産館 肥後うらら」の北西側、約 3 0 0 m の場所になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、デコポンが作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の 1 ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作管理が困難なため、贈与する。</p> <p>譲受人は、いどこである譲渡人から贈与を受け、農業経営の拡大を図る。ということですが。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、平成 1 6 年 5 月から賃借権を設定していたが、今回、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、平成 1 6 年 5 月から賃借権を設定していたが、今回、買い受ける。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p>

申請地は「肥薩おれんじ鉄道 佐敷駅」の東側、約80mの場所になります。
現地確認では、申請地は現在、ハーブ等を栽培しており、社会福祉事業の一環として引き続き、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、平成16年5月から賃借設定をしていたが、今回、売り渡す。譲受人は、平成16年5月から賃借権設定をしていたが、今回、買い受ける。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、休耕状態となっているため、譲受人の要望もあり、売り渡す。

譲受人事由ですが、休耕地で荒地化してしまうため、耕作を行い、良質な水津栽培を行う。となっています。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「上白木バス停」の北側、約350mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、休耕地でしたが、買い受け後は、水稻を作付けし、耕作管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により休耕状態のため、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、休耕地で荒地化するため、買い受け、水稻栽培を行う。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の7ページをお願いします。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、水害や労力不足により、耕作困難なため、売り渡す。
譲受人事由ですが、譲渡人の要望もあり、耕作地として管理する。となっています。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「大野温泉センター」の南東側、約300mの場所になります。

現地確認では、申請地は令和2年7月豪雨により、土砂が流入しており、買い受け後は梅・栗を作付けし、耕作地として利用するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により、耕作困難なため、売り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、県外に居住し、耕作困難なため、親族に贈与する。

譲受人事由ですが、受贈し、継続して耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「中告公民館」の南西側、約460mの1筆と次の7ページの「中告公民館」の北東側、約300mの2筆で、合計3筆になります。

現地確認では、申請地は令和2年7月豪雨災害により、土砂被害を受けており、譲り受け後も引き続き、水稻を作付けし、適正に耕作管理するということでした。

黄色調査書の5ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住し、耕作管理が困難なため、親族である譲受人へ贈与する。譲受人は、受贈し、継続して耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

議案書に戻ります。

6番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望もあり、売り渡す。

譲受人事由ですが、農地集団化のため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「肥薩おれんじ鉄道 湯浦駅」の北東側、約700mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、ミカン等が作付けされており、買い受け後も引き続き、適正に耕作管理するというものでした。

黄色調査書の6ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、農地の集団化のため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

7番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、譲受人の要望もあり、売り渡す。

譲受人事由ですが、近隣、自己所有地のため、買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「女の島トンネル」の南東側、約100mの場所になります。

現地確認では、申請地は現在、デコポンが作付けされており、以前から譲受人が耕作管理しており、買い受け後も引き続き、適正に耕作管理するというものでした。

黄色調査書の7ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望もあり、売り渡す。譲受人は、近隣に自己所有地があるため、買い受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

	<p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を9番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認に行つてまいりました。事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明のとおりです。</p> <p>この案件は贈与になります。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>申請地は、佐敷駅の真後ろにありまして、芦北町コミュニティーセンターの隣になります。大きいハウスが建っており、花苗等をたくさん作っておられました。</p> <p>以前から、借りて作られていたとのことですので、何ら問題ないと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番から5番の案件をまとめて、6番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先日、現地確認に行きました。何ら問題ないと思うので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の言われるとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>6番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と一緒に確認してまいりました。申請地周辺は、譲受人の園地で、大変管理されている場所になります。</p> <p>今回、買い受ける申請地もミカンが植えてあり、荒れておりませんでしたので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明どおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>7番の案件を〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>ここも事務局と一緒に現地に行きました。申請地は、綺麗に整備されております。</p>

	<p>して、良いデコポンの実がなっております。譲受人の園地が周辺にあるため、管理は問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第51号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番については、〇〇推進委員が関係しますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。</p> <p>(〇〇推進委員、一時退席)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇推進委員に入室をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員、着席)</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。</p>

	<p>次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は植林です。</p> <p>ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「白石公民館」の西側、約130mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、柿の木等が植わっていますが、買い受け後は、桜及び松を植林し、和弓の材料として利用するとのことです。また、申請地の北側に農地は存在しますが、境界から後退して植林する計画であるため、日照・通風等に影響ないことから、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>ピンク色総会資料の12ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.4haです。</p> <p>黄色調査書の8ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、和弓の製造を行っているが、その材料を収納する倉庫が、令和2年7月号により流出したので、自宅近くの宅地及び申請地を購入し、宅地は倉庫、申請地は和弓の材料となる桜及び作業台として利用する松を植林するため、今回申請するもの」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本会許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は共同住宅です。

ピンク色総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は「町立湯浦中学校」の北側、約150mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で周辺に農地は存在しないため、周辺農地への影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は浄化槽を設置し、西側の排水路に排水する計画です。

ピンク色総会資料の15ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の588㎡です。

黄色調査書の9ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「令和2年7月豪雨により、自宅を失った方が数多く、住宅再建には相応の時間とコストを要し、町内のアパート需要が高まっていることから、共同住宅を新築するため、今回、申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

	<p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「ロッキー芦北店」の西側、約200mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は休耕地で、以前から駐車場として利用していたが、令和2年7月豪雨により、譲受人の自宅が被災したことから、住宅を新築するため、今回の申請になったとのことです。また、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないため、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の17ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は浄化槽を設置し、東側の排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の18ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約9.7haです。</p> <p>黄色調査書の10ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和2年7月豪雨により、自宅が大規模半壊し、現在、仮設住宅に居住しており、申請地を買い受け、個人住宅を建築するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と事務局と一緒に現地確認に行きました。問題ないと思っております。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>

〇〇推進委員	令和2年7月豪雨により、球磨川が氾濫し、荒れているような状況でした。事務局の説明のとおり問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
議長	2番から3番の案件をまとめて、2番の〇〇委員に申し上げます。
〇〇委員	<p>2番の案件ですが、〇〇推進委員と事務局と現地に行きました。申請地は湯浦中学校の入り口です。申請地は畑で、草が茂らないよう、近所の方が手入れされていました。今回、アパートが建つということで、位置図にあるように、周りには住宅が存在しますが、周辺に農地はありませんので問題ないと思います。ただ、用水路が近くに流れておりますので、排水の方とアパートが4階建てということなので、日照等の問題について、現地確認の時に話が出ましたが、どのようなになっているのか、説明をお願いします。</p> <p>3番については、申請地付近は毎回、大雨等の被害を受ける場所です。今回、令和2年7月豪雨の影響により、住宅が被災したため、隣の場所に家を建てるということです。排水等も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	担当地区の〇〇推進委員から申し上げます。
〇〇推進委員	事務局と〇〇推進委員の説明のとおりです。よろしく申し上げます。
議長	2番の案件につきまして、日照と排水のことについて、説明いたします。事務局から申し上げます。
事務局	先ほど、〇〇推進委員からいただいた質問ですが、確認しましたところ、譲受人の方から日照及び排水の件については、既に話を通されているということでしたので、問題ないと判断しております。よろしく申し上げます。
〇〇委員	わかりました。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第52号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	3番の案件で、農地の広がり9.7haの第2種農地となっていますね。10haに近い値です。これに似た案件が、今年の3月に5条で出ていました。この農地の広がり面積は間違いなく9.7haですか。お尋ねします。
事務局	農地の広がりについては、間違いありません。
〇〇委員	3月の八幡地区の申請の際に、事務局からの説明が9.8haで、第2種農地となっていました。そこをもう一度、調査したところ、一部の地区が抜けていると思われまして。今回の議案が似たように10haに近い案件だったため、思い出しましたが、もう一度、調査・報告をお願いします。
議長	〇〇委員の言われた件については、前回の総会において承認しておりますの

	で、この場で議論はできませんが、また後でご返答させていただきます。
〇〇委員	議論ではなくて、今回の資料を見ても、前回の案件では面積が抜けているように思われたので、調査して報告いただきたいと思います。
事務局長	〇〇委員からご指摘をいただきましたが、前回の9.8haの所については、この場での審議は控えさせていただきたいと思います。今回の案件につきましては、資料で9.7haと示させていただいており、資料のとおりということでお諮りしているところでございます。もし、異議があるということでしたら、資料の提出を求めていただければ、根拠資料を示しますので、そのようにしたいと思います。
〇〇委員	私も3月の総会の時には、資料を見てそのとおりだと思っていました。ですが、これが本当かどうかはわからないので、審議する上で10haに近い場合は、根拠資料を出していただきたいです。
議長	現地確認等では、担当委員や推進委員の方が確認しておられると思います。そのための現地確認ですので、よろしくをお願いします。 前回の件につきましては、この場で議論できませんので、また後で調査させていただきます。
〇〇委員	報告していただかないと意味がないので、報告までお願いします。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第53号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の9ページをお願いします。

議案第 5 3 号、農用地利用集積計画の審議について。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。

賃借権設定の部 1 番から 2 番までは、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。

利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

全て転貸で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は甘夏で設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 1 0 ページをお願いします。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりで、総量については、最初に説明しましたとおり、6 1 k g に訂正をお願いします。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 1 1 ページをお願いします。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は野菜で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

	<p>10番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の1年間で、期間借地となります。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は玉ネギで設定期間は新規設定の1年間で、期間借地となります。</p> <p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の3年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第53号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p>

5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。

6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。

7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。

8番については、2番の〇〇委員が関係していますので、〇〇委員に一時退席を求めます。

(〇〇委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

8番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、8番については、原案のとおり決定しました。

〇〇委員に入室をお願いします。

(〇〇委員、着席)

9番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。

10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。

4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。